

「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る 情報公表要請の受付について

令和元年 8 月 5 日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和元年 8 月 5 日（月）から 8 月 19 日（月）までの間、官民競争入札又は民間競争入札¹（いわゆる市場化テスト）の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスに関する情報公表要請について、民間事業者の方々より募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、公共サービスの実施について、その利益を享受する国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することを目的としております。

また、公共サービス改革法は、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」の策定又は変更に当たり行うこととされている民間事業者からの意見聴取を適切に実施するため、国の行政機関等²が実施している公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、公表を行うことを定めています³。

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集については、本年 9 月中旬から行うことを予定しており、これに先立ち、8 月 5 日（月）から 8 月 19 日（月）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表要請を受け付けます。

国の行政機関が自ら実施している事業のうち、民間に委ねることができると考えられるもののほか、既に民間委託されているものの、市場化テストにより競争性の改善が見込まれると考えられる公共サービスについても情報公開の御要望を受け付けておりますので、下記を御参照の上、奮って御要請下さいますようよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた御要請については、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った後、当室ホームページ⁴にて情報を掲載・公表します。

¹ 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において監理委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において監理委員会の関与が行われるもの。

² 「国の行政機関等」とは、国の行政機関のみならず、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）を指す。人事院、会計検査院、立法、司法は対象外である。

³ 公共サービス改革法第 7 条第 4 項及び第 9 項

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/jouhou.html

1. 募集する情報公表要請の内容

- ① 国の行政機関が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ② 既に民間委託されているものの、市場化テストにより競争性の改善が見込まれると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ③ その他、本年9月中旬を目途に実施予定の「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」への意見提出のために、事前の情報公表が必要なもの

に関する情報の公表要請を募集いたします。

(注：なお、地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御留意ください。)

(記入例)

情報の公表要請を行う事業：現在〇〇が実施している△△事業

要請理由：現行の△△事業について、市場化テストを実施することで、業務の質の改善や経費の削減等が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

重要な提案については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目について、当室のホームページにて掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

<公表する情報>

① 事業の内容

事業概要、業務量等

② 実施体制

人員、事業所数等

③ 実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

④ その他、参考となる情報

2. 募集期間

令和元年8月5日（月）から8月19日（月）正午まで

3. 提出方法

以下のいずれかの方法にて御提出を御願います。

① インターネット（下記URLからお入りください。）

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) ※e-Govのページリンク

②電子メール

要請書様式に御記入していただいた後、下記アドレスに要請書をPDF化して送信してください。

③FAX

要請書様式に御記入していただいた後、下記FAX番号に要請書を送付してください。

④郵送又は持参

要請書様式に御記入していただいた後、下記宛先に要請書を提出してください。
郵送の場合は、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

<あて先>

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：[kousa.sentei●ml.soumu.go.jp](mailto:kousa.sentei@ml.soumu.go.jp)

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

FAX番号：03-3597-1310

4. その他

- ① 要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 郵便事故や通信事故により未着となった要請については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、送付後に念のため確認の電話をいただければ幸いです。
- ③ 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集については、令和元年9月中旬頃に募集することを予定しています。
- ④ お寄せ頂いた氏名、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る情報公表要請の受付に関する連絡目的に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

(問合せ先)

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当

TEL:03-5501-1653

FAX:03-3597-1310